

# 新潟市立根岸小学校情報発信ガイドライン

新潟市立根岸小学校

(趣旨)

第1条 このガイドラインでは、新潟市立根岸小学校における教育活動を広く公開し、地域・保護者に関われた学校づくりを推進するための学校ホームページ、学校からの便り等における情報発信にかかる基本的な規約を定めるものとする。

(情報発信の目的)

第2条 ホームページ、学校からの便りにおける情報発信の目的を以下のとおり定める。

- (1) 学校運営の状況及び日々の教育活動を積極的に公開し、保護者・地域の学校への信頼度の向上を図るとともに、新潟市の進める「学・社・民の融合による教育」による学校づくりを推進する。
- (2) 教職員の情報発信能力及び情報活用能力の向上に資する。

(掲載内容及び禁止事項)

第3条 ホームページ、学校からの便りへの掲載内容は、第2条の目的に沿ったものとする。

2 情報発信の健全な管理運営を行うため、次の内容は掲載禁止とする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 虚偽を含む事項
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 個人や団体を誹謗中傷するもの
- (5) 学校の運営に支障をきたすもの
- (6) その他、法令及び規則等に違反するもの

(責任者)

第4条 情報発信の管理責任者は、学校長とする。

2 ホームページ、学校からの便りの作成責任者は、各担当者とする。

3 各担当者は、ホームページ、学校からの便りが定期的に更新され、または発行されるよう、物理的、時間的、人的配置等必要な措置をとる。

(情報の保護)

第5条 児童・保護者の個人情報に掲載しない。ここでいう個人情報とは、氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、学習成績、健康状況、家族状況等、組み合わせることで個人が特定される情報をいう。

2 児童の写真並びに動画及び授業における作品の掲載については、入学時・転入学時に速やかに保護者の同意を得るものとする。

3 第2項は、個人が特定されないように以下の点に留意して運用する。

- (1) 氏名に関わるものは撮影しないか、画像処理を施して削除する。
- (2) 校外の人物の写真撮影については、その都度同意を得るものとする。

(内容の訂正並びに削除)

第6条 ホームページ、学校からのお便りの掲載内容について、関係者等から訂正や削除の要請があった場合は、速やかに適切な対応を行う。

(著作権)

第7条 掲載内容における文章、写真等の著作権は、制作者である学校職員並びに新潟市立根岸小学校が有する。

掲載内容全ての画像、記事等の無断使用、無断転載を禁止する。なお、教育目的等で引用する場合は、事前に管理者である学校長の許可を得るものとする。

(本ガイドラインの取り扱い)

第8条 本ガイドラインを改正する場合は、新潟市立根岸小学校職員会議で検討・協議し、学校長が承認したものについて行う。

付則

このガイドラインは、平成29年4月1日から施行する。